



新しくなった彦根城表門橋

# 広報 ひこね



HIKONE

2004

3 / 1

## 特集 地方分権時代の 条例のつくり方

～住民参加で、まちづくりが変わる～ 2

はーとふるメッセージ2003 6

特選作品紹介 第2回

ときの玉手箱 第91回 8

市政モニターの声を紹介します 12

こうなっています 市職員の給与など 16

個別予防接種のお知らせ 18

- 1. 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり
- 2. 良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり
- 3. 活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり
- 4. 明日の彦根市を担う人を育(はくく)むまちづくり
- 5. 人とひととの交流をひろげ、市民文化を創造するまちづくり

特集

地方分権時代の

条例のつくり方

住民参加で、まちづくりが変わる



地方分権の流れ

国から地方自治体へと権限を移す制度改革は、国と地方自治体の役割分担をはっきりさせ、地方自治体の自主性や自立性を高めて、個性的で活力ある地域づくりを実現するために進められてきました。

これまでの地方自治体の仕事は、国や県が作った制度や、法律・条例に基づいて、政策や制度を実施することでした。このため、全国のどの地方自治体でもサービスに大きな差は見られませんでした。地域の個性を生かした政策はあまり実施されてきませんでした。

しかし、地方分権改革により、地方自治体は、政策を単に実行するだけの立場から、自分で政策をつくり、ルールを定めて実行していく立場へと役割が変わりつつあります。このため、全国で同じように適用される法律に代わり、住民に必要な政策、地域の特性を生かした政策を、それぞれの自治体が独自に展開していくことになっています。

住民参加の地方自治

これからの地方自治は、行政だけが行うものではありません。住民の皆さんも、議会や行政とともに、それぞれの役割分担に基づいて、自主的、自立的に行動し、相互に協力し

国から地方へ権限を移す地方分権が進み、市町村でできることが増えるなかで、さまざまな住民の要望に応えるために、自治体職員に求められる能力も変わってきています。

彦根市と豊郷町、甲良町、多賀町は、昨年の6月から8か月にわたり、新しい時代に対応した職員を養成するため、龍谷大学教授の富野暉一郎さんを講師に「政策法務研修」を実施しました。この研修は、1市3町の意欲ある若手職員を対象に、「政策法務」の実務能力を養成することを目的としたものです。また、市政への住民参加を促す試みとして、住民の皆さんに研修と話し合いの一部に参加していただきました。

「政策法務」とは耳慣れない言葉ですが、政策の立案、条例の制定、事務の執行を、住民とともに進めていくための必要な知識や技術などです。「政策法務」を学んだ1市3町の職員には、新しい自治体の姿が見えたでしょうか。

(右上) 高宮の自然環境とホテルを守る会と高宮小学校児童によるホテルの幼虫の放流  
(左上) 金城学区交通安全会議による、学区内の違法・迷惑駐車パトロール  
(左下) 市民を含むおおぜいの人が参加した日仏景観会議・彦根

合い、まちづくりの担い手の一翼となっていたかなければなりません。このためには、その基本となる条例が大変重要となります。そのためにも必要なのが、「条例をつくる能力」なのです。

この可能性を広げる「実践」の一つが政策法務であり、その担い手が、住民や地域の課題と直接向き合う市町村の職員なのです。現在の地方自治体は、地域の実情や、何が必要かを知り、どのような政策が必要か、また、そのためにはどのような条例が必要であるかを考えることを求められています。

条例は「住民のことは住民で決める」という原則でつくられる「住民みんなのもの」です。行政、議会、住民の皆さんなど、まちをあげて取り組みことで、政策法務はより大きな効果をあげることができるのです。

政策法務研修の目指すもの

今回の政策法務研修では、彦根市のほか、豊郷町、甲良町、多賀町の職員14人が参加し、自治体の憲法と言われる「彦根市まちづくり基本条例(案)」のほか、「地方独立行政法人彦根城博物館条例(案)」、「次世代育成のための彦根市子育て支援条例(案)」が作成されました。これらの条例は、本来は、住民との協働で作られるものです。例えば

まちづくり条例として有名な、北海道の「ニセコ町の「ニセコ町まちづくり基本条例」は、市民と自治体間で交わされる契約の形で結ばれるものとなっています。

このような条例の出来栄は、その自治体の自治力(行政、議会、住民などのレベル)に大きく左右されます。また、住民の力が結集しなければ作れないとも言われています。だからこそ、今、職員が政策法務能力を向上させ、住民とともに条例を

結する「次世代育成のための彦根市子育て支援条例(案)」そして全国の市町村ではまだ取り組みの例がない新しい行政改革の制度、独立行政法人を作るための「地方独立行政法人彦根城博物館条例(案)」ですが、研修ということで、どの条例案もこれまでになかった新しい考え方を盛り込むなど、新鮮で内容の濃いものになりました。

もちろん、この条例案は本物の条例案ではありません。実際には、住民の皆さんの参加と関係者などの合意形成が必要ですし、議会の議決が必要です。また、もっときめ細かく検討しなくてはならない所も多々あります。けれども今回、研修に参加した職員の皆さんは、条例づくりの基本をマ

スターしたはずですし、住民の皆さんも、条例案という実物があることで、こんな条例も作れるのだということを実感的に感じていただけるものと思います。

地方分権は、私たちがお互いに協力し合って自分たちで自分たちのまちをよくしていくためにあります。そのための重要な道具となる共通のまちのルール(条例)を私たちと行政が協力して作ることができれば、彦根市は住民の力を結集して力強い発展が実現することになると信じています。



「政策法務研修」成果発表会で講評をする富野さん

講師の言葉

条例づくりで新しいまちづくりを

龍谷大学法学部教授  
富野暉一郎さん

湖東地域の1市3町の職員が集まって、条例作りの研修をするという、今回の政策法務研修に、私は強い関心を持ちました。これまで違うまちで、それぞれのまちづくりを進めてきた1市3町の住民や職員がうまくいっているところをつなぎ合わせて共通のまちづくりのルールを作ることは簡単ではありません。今回の条例を作る職員研修はその手始めとも言えるものです。どこまでできるのか、私にとって新しいチャレンジでしたが、職員

の皆さんはもっと不安だったことでしょう。ふだんの仕事では自分で新しい条例を作ることは、めったに経験することはありません。しかも、どんな条例を作るかは集まってみなければわからないなど、行政の仕事では本来ありえないのです。



政策法務研修で作成された3つの条例案



政策法務研修の発表会の様子

# 政策法務研修の成果

## 個性豊かな3つの条例案

政策法務研修では、参加者は3グループに分かれて、約8か月にわたって研修に取り組みました。

ここで紹介するのは、研修の中で、それぞれのグループが考えた条例案です。どれも実際に制定できるほど、完成度の高いものとなりました。

### 彦根市まちづくり条例

「彦根市まちづくり条例(案)」は、最近いくつかの自治体で制定されている「まちづくり基本条例」に取り組んだ成果です。

「まちづくり基本条例」は、地方分権時代のまちづくりを進めるための、自治体運営の基本となる条例で、住民主体のまちづくりを確立すること、住民、行政、議会の責任を明確にすること、などの内容が含まれます。ほかのあらゆる条例の上位に位置するため、「自治体の憲法」と呼ばれることもあります。

県内の市町村では、甲良町が「甲良町まちづくり条例」を昨年の4月から施行しています。

研修では、ほかの自治体の先進的な取り組みや、住民400人を対象

に行ったアンケートから統計学の知識を使って意向を把握する方法を学びました。そうした知識を使い、講師の指導を得ながら、グループで1条ずつ検討し、条例制定の基礎を学びました。そうしてできた文章をいくつかが紹介します。

**第8条 第1項 市民は、まちづくりに関して意見を述べ、自らまちづくり活動を行い、およびまちづくりに参加する権利と責務を有する。**

第8条をはじめ、条例案では、これまであいまいだった住民の権利と義務を成文化し、住民がまちづくりの主体であることを規定しています。また、議会や市長、職員には、住民主体のまちづくりを支援する義務を課しています。

**第25条 この条例は、本市の最高法規であり、この条例に違反する条例、規則その他の規定を制定してはならない。**

まちづくり条例を最高法規と位置づけ内容です。改正にあたっては、住民の意思の確認が必要であるという、他の自治体の条例では見られない内容も取り入れられています。

**第26条 第1項 議会および行政機関は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が本市にふさわしいものであり続けいているかどうかを、市民参加のもとに見直すこととする。**

条例の見直しは、市長の任期である4年を超えない期間とし、市長の交替にもなう政策の変化にも、速やかに対応して行くことを目指しています。

### 地方独立行政法人 彦根城博物館条例

地方独立行政法人は、教育や文化振興など、公共の福祉の観点から必要な事務事業のなかで、地方自治体が直接に実施する必要のないものを、地方自治体の代わりに実施させるために設置する法人です。ただし、対象となる事務事業の条件として、その事業などを民間にまかせた場合に、実施されないおそれがある地方公共団体が認める事業でなければならぬ、などという条件があります。

独立行政法人化の目的は、行政の効率化を進め、同時にその事業の自主性、透明性を高めることで、これからの自治体運営の方法の一つとして注目されています。

今回の研修では、地方独立行政法人化の対象として、彦根城博物館がとり

### 研修参加者の声

北坂 崇 (彦根市 総務課)



ふだんの業務で条例を見ることはありますが、研修とは言え、条例を制定する過程を体験したのは初めてでした。

私たちのグループは、「まちづくり条例」に取り組みました。アンケートを通じて住民の意思を聴き、回答を分析し、その結果をもとに政策をつくり、最終的に条例にする学習です。これは、非常に時間とエネルギーを要すると実感しました。さらに実際には、議会の議決を経なければなりません。

しかし、こうした過程を踏んで、住民とともに自治体独自の条例をつくることは、これからのまちづくりの方向でもあると思います。研修で学んだことを生かし、住民と協働できる職員でありたいと思います。

上げられました。

作成された条例案では、市民と協働した運営、入館者に配慮した展示、商品の販売などによる収益力の強化などの基本的原則が定められています。

また運営の透明性を高めるために、中間計画を策定する際には、案を事前に公表して市民の意見を採り入れることとされています。

### 次世代育成のための 彦根市子育て支援条例

子育て支援に関する条例案の検討でも、実際に住民の16歳以上の女性

400人を対象にアンケートを行い、うち99人から回答を得ました。その結果から、「安心して子供を産み育てることができる地域環境の創出」など、4つの課題を見出しまし

この結果、作成された条例案は、国や県の取り組みを土台に、地域の特性や住民の要望を加えた、独自性の高いものになりました。

具体的には、住民や各種団体、企業など、いろいろな立場から子育て支援に参画し、また、あらゆる人が必要なサービスを受けられる仕組みを、条例のなかで規定しています。

### 研修参加者の声

野瀬直子さん (甲良町 住民課)



条例の作り方についての研修ということで気軽に参加しました。しかし、条文の内容や言葉について、住民の考えを採り入れ、自分たちで一から考えると聞き、そんなことが自分たちでできるのだろうかと思いました。

私たちのグループは「子育て支援」をテーマに選びました。住民の考えを聞くために行ったアンケートの結果から、課題を見いだすことや、その課題を基に、条例にはどのような条文が必要なのかを考えることなど苦勞の連続で、グループで何度も集まって検討を重ねました。その結果、なんとかアンケート結果を反映した条例案ができたと思います。

私は、実際の業務では、条例制定に携わったことはまだありませんが、そのときには今回の研修で学んだことを生かしたいと思います。

### ◆市民の声◆

### 「公務員の研修に参加して」

遠藤 格さん (城町二丁目)



私が一人の市民として、今回の研修を聴講したのには幾つかのきっかけがありました。かつては大学で政治学を学び、「政策法務」という言葉に魅力を感じたこと。また、公務員が自治体の壁を越えて研修するということに大いに興味を持ったこと。そして最後は、失礼を顧みず言えば多くの公務員は法律に関する勉強が不足していると思われるなかで、若手職員が、自主的に、難しいテーマに挑むということに興味を感じたことでした。

「条例なんてどうやって作るの?」という感じだった参加者の皆さんが、段々とたくましくなっていく姿が見て取れ、とても楽しい研修会でした。中間発表のときは、なかなか方向が定まらないグループもあり、どうなることかと思いましたが、いざ研修成果発表会を迎えると、どのグループも立派な発表内容で、自分のことのように嬉しく感じました。発表にいたるまでのメンバーの努力と、講師陣の指導の跡を感じました。私自

研修に参加した皆さんは、この大変な研修に取り組んだのですから、「やっと終わった」ではなく、「これからがんばるぞ」という気持ちで、研修の成果を今後活かして欲しいと思います。また今回学んだことを、ほかの職員など多量の人に伝えてほしいと思います。知識や経験を共有化することで組織全体の力も伸びます。さらに、教えることから、逆に学ぶこともできると思います。

私は、行政は外部に對して閉鎖的であるという印象を、強くもっていました。今回のような住民へ向けて研修内容を公開することは、画期的なことだと思います。このような研修を第2弾、第3弾と続けて、住民がもっと参加できる研修になれば良いと思います。そして近い将来、住民が参加するまちづくりがさらにできれば良いと思います。



ひこね市文化プラザ ☎26-8601 FAX 26-8602
URL http://longlife.city.hikone.shiga.jp/plaza/
3月の休館日: 1月・8月・15月・22月・29月

マーク: 託児サービスがあります。(要予約)
※公演日の1週間前までにご予約ください。
マーク: 公演終了後、彦根駅行き・南彦根駅行きの臨時バスの便があります。

チケットのお申し込み、お問い合わせは
チケットセンター ☎27-5200

7日(日) 14:00~
ガンバルひこねの音楽家たちVol.2
エコメモリアル・チェンバー・オーケストラ演奏会
自由 大人2,000円 高校生以下1,000円
(当日各500円増) 【好評発売中】

26日(金) 19:00~ 現代演劇公演
一人芝居「MAGMA」
二人芝居「背くらべ」 ※連続公演
自由 大人2,000円 高校生以下1,500円
(当日大人500円増) 【好評発売中】

4月22日(木) 14:00~ / 18:00~ (2回公演)
宝塚歌劇団 月組公演
☆演目: 宝塚グランド・レビュー「ジャワの踊り子」
☆出演: 彩輝直(あやみ なお)、映美(えみ)くらら ほか
指定 1階席6,500円 2階席5,500円
【好評発売中】

6月2日(水) 19:00~
Kiroro 宝物sagashi
-Tour 2004
指定 4,500円 【4月4日(日)発売開始】

プラザ・フェスティバル

3月14日(日) 13:30~ 【入場無料】
邦舞部門 グランドホール
3月21日(日) 13:00~ 【入場無料】
児童劇部門 メッセホール

彦根城博物館能舞台

5月8日(土) 13:00~
第34回 彦根城能
☆演目・種目: 観世流 能 「杜若-恋之舞-」
上野朝義 ほか
大蔵流 狂言 「二九十八」
善竹忠一郎 ほか
観世流 能 「小鍛冶-黒頭-」
上田貴弘 ほか
指定 A席5,000円 B席4,500円
【4月8日(日) 発売開始】
※発売初日は9:00(窓口)、10:00(電話予約)に販売開始
※入場券窓口販売所: ひこね市文化プラザチケットセンター
(彦根城博物館での窓口販売はありません)

子どもセンター ☎28-3645 FAX 28-3645
URL http://longlife.city.hikone.shiga.jp/children/
3月の休館日: 1月・8月・15月・22月・23(火)・29月

7日(日) 13:30~15:00 (13:00受付) 【参加無料】
子どもわいわい広場
「石ころ絵あそび」
☆石の形からイメージをふくらませて、素材を生かしたペーパーウエイト(文鎮)を作ります。
☆対象・定員: 幼児~小学生 先着20人
※小学校低学年以下は保護者同伴

9日(火) 14:00~14:30 【参加無料】
子どもわいわい広場
「おはなし図書館」
☆絵本の開き読みをします。

27日(土) 13:30~15:30 (13:00受付) 【参加無料】
子どもわいわい広場
「ペーパープレーンを作ろう」
☆紙の切り貼りをして、よく飛び紙飛行機を作ります。
☆対象・定員: 小学生 先着20人
※小学校低学年は保護者が同伴してください。

「天文CLUB会員」を募集します

○活動内容: 双眼鏡や望遠鏡等の観測機材を使い、自分で観望等ができるようになるための学習会や天体観望会を実施します。また、デジタルカメラで月や惑星を撮影し、パソコンを使った写真加工技術などを習得します。
天文クラブ会員は「天体観望祭」の参加料が無料になります。
○対象: 小学4年生~中学生
○定員: 10人(先着順)
○年会費: 3,000円
○申込期間: 4月3日(土)~5月5日(祝) 8:00~17:00
※先着順に受け付け、定員になりしだい締め切ります。
※休館日【4月5日(月)・12日(月)・19日(月)・26日(月)・30日(金)】は受け付けできません。
○申込方法 子どもセンター窓口へ申し込んでください。

市民体育センター ☎23-2293 FAX 23-2294
URL http://longlife.city.hikone.shiga.jp/sports/
3月の休館日: 2(火)・9(火)・16(火)・22(月)・23(火)・30(火)

21日(日) 13:30~16:00
フレッシュスポーツデー
☆春です!! 楽しく体を動かしてみませんか?
☆予定種目:
インディアカ
スマイルボウリング(写真)
ほか
☆参加費: 小学生以上 1人200円
(当日、受付でお支払いください。)
※運動のできる服装で、体育館シューズを持ってご参加ください。

お知らせ
☆市民体育センターでは、グラウンド・ゴルフ用具の貸し出しを行っています。
4月1日より有料となりますが、ぜひ、ご利用ください。
詳しくは、市民体育センターへお問い合わせください。



磯崎加奈子さん (城北小学校6年)

作文・小学生の部

あたたかい心で
いつぱいに

わたしが父と買い物に行ったときのことである。買い物をするませ、車にもどると、一人のおじいさんが目にはいった。
そのおじいさんは、目をとじていて、つえを左右に動かしながら歩いている。わたしは「だいたいどこがな、どこに行くのかな。」と気になり、しばらくよつすを見ていた。するとおじいさんは体のむきを変えて商店街の窓ガラスの方へ歩いていっ



た。行きたい店が、この辺りにあるらしい。わたしは心の中で「あぶないっ」とさげんだ。そのときおじいさんは、自分の手で窓ガラスをさわわり、方向を確かめて窓ガラスに沿って歩きだした。わたしは、ほっとしたが、まだ少し心配になって見ていた。
ある店の前は、物がたくさん置いてあり、おじいさんは立ち止まった。すると店の中から店員さんが出てきておじいさんに「どうしたんですか。行きたい店はどこですか?」と話しかけた。そして、おじい

さんが答えた店の方まで、背中を支えるようにして案内していった。横断歩道をわたるときも店員さんがかけて、見送っていた。
わたしは一度アイマスク体験をしたことがある。目の前は真っ暗でとてもこわく、一歩をふみだすのに時間がかかった。友達のかたをもつと少し安心して前に進めた。おじいさんも、きつと店員さんの声かけや案内が助けになったにちがいない。
わたしは学校のチャレンジの学習で目の不自由な人にとって安全で住みよい社会か、ということについて調べていた。ある店にも行き、目の不自由な人のために工夫していることはないかインタビューをした。すると、店長さんはこういった。
「店の入口と出口に点字ブロックがあるだけです。」
わたしは少しびっくりした。点字の商品についてたずねたときも、「ありません」という返



はーとるるメッセージ2003



特選作品紹介
第2回

事が返ってきて、さらにおどろいた。でも商品を調べてみると、お好みソースやシャンプー、缶ビールにサララップなどいろいろなものに点字があった。店の床もつるつるしていてすべりやすい。あのおじいさんが来たらどうだろう。住み良い社会とは、どういことだろう。
わたしはまず、みんなが周りの人のことを理解することが大切だと思ふ。そして思いやる気持ちをもつことだと思ふ。
わたしはあのおじいさんの店員さん

選評
おじいさんを心配したり、店員さんの親切にほっとしたりするあなたの気持ちが自然に伝わってきます。あなたが一人を温かい目で見つめていたからですね。みんなにとって本当に「住み良い社会」になっているか、厳しい目で見直していきなさい。温かい心を持ちたい、交わりたいたいというあなたの真摯な思いをみんなに広げたいと思ふ。

標語・中学生の部

園田美沙さん (東中学校3年)

見つけよう
あの人この人
いっしょに



開館時間 8:30~17:00 (入館は16:30まで)  
休館日 3月の休館日はありません。

観覧料 ( )内は30人以上の団体料金  
一般 ... 500円(450円)  
小・中学生 ... 250円(170円)

開催中 ~ 4月6日(火)

## 「雛と雛道具」

井伊直弼の二女弥千代の雛道具85件を中心に、さまざまな雛や、雛の段飾り・御殿飾りを展示し、待ち望んだ春を展示室いっぱいに演出します。



弥千代の雛道具のうち三棚と貝桶

展示中 ~ 4月5日(月)  
「桜田事変絵巻」

井伊直弼が暗殺された桜田事変。その顛末を絵巻にした作品を全場面一挙に公開します。



常設展の名品

行事案内

### 講座

#### 「刀を学ぶ」

3月13日(土) 14:00~  
場所 博物館講堂

聴講無料

刀のみかたについての基本的な知識を、スライドを使って紹介しながら説明します。

本館学芸員 水谷千恵

### 絹本着色阿弥陀三尊像

(室町時代)

高宮寺(高宮町) 所有

(彦根城博物館保管)



彦根市指定文化財紹介シリーズ 8

## 歴史の証人たち

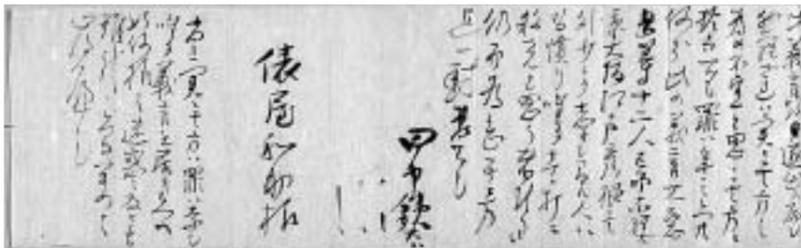
この図は、いわゆる善光寺式の阿弥陀三尊像です。善光寺式三尊像は、長野善光寺の本尊(阿弥陀如来)の三尊形式を模した像で鎌倉時代以降多く制作されましたが、この図のような掛軸とされた絵は例が少ないものです。  
宝台の上に三尊(真中に阿弥陀如来、両側に観音菩薩と勢至菩薩)をあらわし、その手前に老相の男と若い女がひざまずいています。三尊はいずれも体の部分を金色で塗り、輪郭を朱線で描き、衣は衣のひだの様子を切金であらわし、細かな彫刻文や麻葉文などの文様を金泥で描いています。室町時代に入ってから制作かと推定されます。  
この絵画は、平成4年1月13日に市指定文化財に指定されています。

## とまきの玉手箱

博物館からのメッセージ

第91回

## 長野主膳への脅迫状



たわらや わすけあてなげふみうつし 俵屋和助宛投文写 (彦根城博物館蔵)

幕末の彦根藩主井伊直弼が、安政5年(1858)4月に幕府の大老に就任したとき、日本国内は日米修好通商条約調印と、その条約に関する天皇の勅許を得るための朝廷との交渉、さらには將軍の継嗣問題などの重要な問題が難航していました。6月19日には、幕府の総意として日米修好通商条約に天皇の勅許が得られないまま調印しました。その後まもなく、將軍継嗣は、直弼らが推す徳川慶福(後の14代將軍家茂)に決定しました。実子一橋慶喜を將軍継嗣に推していた水戸斉昭らは形勢を好転させるべく朝廷に工作して、8月8日には天皇から、一大名である水戸藩へ向けて、幕府の条約問題への対応を批判した勅命(戊午の密勅)が下されました。

この年、井伊直弼は腹心の長野主膳をたびたび京へ出向させ、朝廷や志士たちの動向を探察させていました。7月に江戸を出発した長野は8月3日には京に到着していましたが、8日の勅命に関しては察知できず、完全な失敗をしてしまいました。  
8月15日には、長野が江戸にいる宇津木六之丞に宛てた書状の中で、長野が京都に到着する直前の7月末ころ、長野が京都での定宿としていた俵屋和助方に、長野と俵屋にそれぞれ宛てた脅迫状が投げ込まれたことを伝えています。  
長野に宛てた脅迫状には、長野が「朝廷に対しても、幕府に対しても不忠不義をなし、私欲によって種々の謀議を企てていることはいちいち耳に入っている。前回の上京の節には殺害を企ていた」と述べ、再度上京の報を聞き、直ちに首を取り、天下の害を除こうと思つたが、愚かな見でこのことではあはぶびんでもあるので、早々に剃髪し、どこかの山中に隠居し、歌の研究をして暮らせ、彦根・京・江戸・大坂には立ち入らなと脅迫しています。  
また、俵屋に宛てたもの(写真)には、「彦根の姦物長野を愛遇し、上京の節にはいつでも滞在させ甚

だ不屈である。長野という人物は、口に蜜あり、腹に剣あり、至つて欲深く、公卿方へ媚びへつらい、種々の謀議を企てていることは江戸にまで聞こえている。その方は長野がただ良い人物で、和歌をよく詠む人と思つていようであるが、実は天下に大害をなす人物である。長野を宿に置くようであれば、長野と共に殺害することになるので、この書状を見次第、長野を追い出せ」と記しています。  
2通の脅迫状を見る限り、長野の京都周辺での動向をかなり詳しく把握していることがうかがえます。長野は、宇津木に長野をとりまく京都での危険な状態を伝え、密勅の情報収集が困難であったことを訴えよつとしていようにも思えます。  
余談ですが、脅迫状が投げ込まれた俵屋は、京都市中京区黙屋町に現存する老舗旅館です。舟橋聖一の小説『花の生涯』にも登場しますが、幕末の緊迫した京都市中であつて、俵屋も長野もともに脅迫には屈せず、職務を全つたのでした。  
(彦根城博物館学芸員 齊藤祐司)

写真の史料は、常設展示にて4月5日(月)まで展示中です。

プロジェクト&ハイキング

特選作品  
紹介

秋色の私鉄沿線ぶらり旅

安井弘信さん(八日市市)

悲話ありし佐和山城址山眠る

吉田えいさん(神崎郡能登川町)

千歳館さげし児の乗る近江線

大倉ときよさん(彦根市)

無人駅誰かが今日も落葉掃く

近藤寿子さん(彦根市)

秋拾ふフリー切符の小さき旅

北村照子さん(彦根市)

みづうみの鳥人間に夏終る

早川好美さん(彦根市)

お狩場を偲ぶ蒲生野雁渡る

田中尚尾さん(彦根市)

尼子てふ駅の名が好き秋ざくら

清水はるさん(彦根市)

みささぎの市辺皇子露けしや

柴田照子さん(彦根市)

万葉の蒲生野の里麦芽ぐむ

日夏朋子さん(守山市)

公告縦覧します  
彦根長浜都市計画区域の  
区域区分変更案

市都市計画課

彦根長浜都市計画区域の整備・開発・保全の方針(マスタープラン)と、区域区分(線引き)の変更案、区域区分の変更に伴う用途地域指定変更案について、次のとおり公告縦覧します。

縦覧の期間 3月5日(金)~同19日(金)(土・日曜日を除く)の午前8時30分~午後5時15分  
縦覧の場所 市都市計画課、(栗湖東地域振興局管理建築課)≡用途地域指定変更案は除きます  
問い合わせ先 市都市計画課  
☎1411番内線254番  
FAX 234135番

平成16年度分  
交通災害共済

加入手続きが  
始まっています

毎年、多くの市民の皆さんに加入いただいている交通災害共済。平成16年度分の加入申し込みを、3月から受け付けています。  
申込書は各戸へ郵便により直送します。加入希望者は、1人500円の掛け金を添えてお申し込みください。加入手続きを受け付ける窓口は、次のとおりです。

金融機関  
滋賀銀行 びわこ銀行  
彦根信用金庫 東びわこ農業協同組合  
いずれも全店舗で取り扱いますが、口座引き落としによる納付はできません。  
市生活環境課(市役所1階 番窓口)  
支所・各出張所  
問い合わせ先 市生活環境課 ☎22-1411(内線130)  
FAX27-0395



この社会 あなたの税が いきている

市・県民税の申告  
所得税の確定申告

は3月15日までに

申告・納付はお早めに

市・県民税の申告、所得税・贈与税の確定申告書の提出は、3月15日(月)までです。また、個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告書の提出は、3月31日(水)までです。  
期限間近になると申告会場は混雑し、落ち着いて相談できない

かつたり、長時間お待ちいただくこととなります。申告は、早めにお済ませください。  
なお、郵送による提出もご利用ください。

納税も期限内に

所得税・贈与税の納付期限は3月15日(月)です。また、個人事業者の消費税・地方消費税の納

付期限は、3月31日(水)です。必ず期限内に納税を済ませましょう。  
納付には、安全で確実な金融機関からの振替納税制度の利用をお勧めします。振替納税の場合の納付日(口座引落日)は、所得税が4月16日(金)、個人事業者の消費税・地方消費税が4月26日(月)です。  
期限を過ぎて納税すると、年14・6%(ただし、納期限の翌日から2か月は4・1%)の割合で延滞税を納める必要があります。  
問い合わせ先 彦根税務署 ☎7640番

し尿収集についてのお願い

市生活環境課・彦根市事業公社

収集の申込

転入・転居や仮設トイレの設置などにより、新たにし尿収集を希望される場合は、市生活環境課または支所・各出張所の窓口での申し込み手続きが必要です。早めの手続きをお願いいたします。

市生活環境課まで連絡してください。  
また、便槽に雨水などが流れ込むときにも、収集料金の算出方法を変更することがあります。あらかじめご了承ください。



収集にご協力ください

・収集時には、バケツ1杯の水を用意してください。  
・便槽の上や周り、通路などに収集の妨げになるようなものを置かないでください。  
・仮設トイレは、構造上すべてをきれいに収集できません。あらかじめご了承ください。  
・構造上、屋内から便槽の状況が確認できない場合があります。臨時収集を依頼する前に、必ず便槽が満杯になっているかどうかを、マンホールのふたを開けて確認してください。

収集の中止

転居・転出や、下水道への接続などで、し尿収集を中止するときは、必ず市生活環境課まで、直接連絡してください。最終のみ取りが必要な場合は、少なくとも1週間前までに連絡してください。

収集料金の算出方法の変更について

簡易水洗トイレなどに改修したときは、収集料金の算出方法が変わります。この場合も、必

その油断  
火から炎へ 災いへ

春の火災予防運動  
3月1日~7日

春は、意外に火災が発生しやすい気候です。一人ひとりが火災予防の知識を持って、火災による被害をなくしましょう。

市消防本部管内の火災状況

昨年、市消防本部管内では、60件の火災が発生しました。例年に比べると火災件数は減少していますが、出火原因の第1位が「放火」となっていて、地域の安全な生活が脅かされている状況になっています。  
今年に入ってからは、2月10日現在で、6件の火災が発生しています。

火災はちょっとした油断や火の不始末から発生します。火の取り扱いにはじゅうぶんに注意してください。

また、建物の周りに燃えやすいものを置かないなど、放火されない環境づくりについても地域が一体となって取り組んでください。

問い合わせ先 市消防本部予防課  
☎22-0332、FAX22-9427



| 行事名   | 日時                                  | 場所                    | 内容・問い合わせ先等   |
|---|-------------------------------------|-----------------------|--|
| 写真展<br>近江の鉄道風景<br>個展<br>木の真人形「四季の舞台」        | 3月1日(月)~4月29日(木)<br>8:30~17:30      | 高宮駅コミュニティセンター         | 入場料：無料<br>高宮駅コミュニティセンター ☎22-1963 (馬場方)   |
| 和紙折り紙教室                                     | 3月14日(日)<br>13:00~                  | 自然の布館より一<br>(河原二丁目)   | テーマ：牡丹(ぼたん) 講師：野村和子さん<br>材料費：1,500円 持ち物：はさみ、定規、ポンド、竹べら<br>定員：30人(先着順、電話でお申し込みください)<br>自然の布館より一 ☎23-2035  |
| 平和な地球を子どもたちに                                | 3月14日(日)<br>14:00~16:00             | 彦根勤労福祉会館<br>(大東町)     | 内容：「世界水フォーラム」での講演で多くの人に感銘を与えた平和環境問題研究者・さくちゆみさんの講演会<br>協力金：1,000円<br>北びわこ『地球村』(村川方) ☎26-0836  |
| 環境フォーラム湖東<br>設立記念シンポジウム                     | 3月21日(日)<br>15:00~16:30             | ピバシティ彦根2階<br>ピバシティホール | 記念講演：地域環境と流域の保全 注目される琵琶湖の取り組み<br>琵琶湖研究所長 中村正久(まさひさ)さん<br>対象：どなたでも参加できます。3月15日までに下記へ申し込み<br>てください。(定員200人)<br>参加費：無料<br>湖東地域エコトピア推進委員会事務局(湖東地域振興局環境課内)<br>☎27-2255、FAX27-1688 |
| 彦根朝市  | 3月21日(日)<br>7:00~                   | いろは松駐車場               | 販売品：新鮮な季節の野菜、卵、漬物など<br>販売者：彦根朝市組合<br>圃農政課 ☎22-1411 (内線317) FAX24-9676  |
| 県立河瀬中学・高校吹奏楽部<br>第9回定期演奏会<br>スプリング・コンサート'04 | 3月28日(日)<br>14:00~<br>(開場は13:30)    | ひこね市文化プラザ<br>グランドホール  | 客演：藤原博司(オーボエ奏者)<br>曲目：交響詩「ローマの松」、ジュピリー序曲、波の見える風景ほか<br>入場料：無料<br>県立河瀬中学・高校吹奏楽部 ☎25-2200、FAX28-2935  |
| ひこねエコマーケット<br>「夢畑」<br>~いらぬものをいる人へ~          | 3月28日(日)<br>10:00~14:00<br>雨天のときは中止 | 大手前公園<br>(旧近江高校跡地)    | 内容：ごみを減らし、環境にやさしい生活を提案します。リサイクル品、手作りの作品などの市(いち)から掘り出し物を見つけてください。出店者も募集しています。3月16日(火)までに、下記まで申し込んでください。<br>リサイクルステーション ☎26-4810 (問い合わせは、日・木曜日以外の10:00~16:00に)                 |

動く図書館 **たちばな号**  
巡回日程【3月後半】 市立図書館 ☎22-0649 FAX26-0300

| 日・曜日   | 駐 車 場  | 時 間                              |
|--------|--|----------------------------------|
| 16日(火) | 西清崎町浄宗寺<br>龜山ニュータウン<br>日夏ニュータウン第2期集会所前         | 13:30<br>14:20<br>15:10          |
| 17日(水) | 開出今町菅原神社<br>蔵の町団地中央部<br>開出今第2団地(市立病院前)         | 13:20<br>14:10<br>15:00          |
| 18日(木) | 平田町大沢高岸B公園<br>西今町松田団地<br>西今町伊庭団地<br>若葉小学校      | 11:00<br>13:20<br>14:10<br>15:00 |
| 19日(金) | 稲里町公民館<br>稲枝地区駅                                | 13:30<br>14:20<br>15:10          |
| 23日(火) | 千鳥ヶ丘会館<br>岡町東光寺<br>平町明照寺                       | 13:15<br>14:00<br>14:50          |
| 24日(水) | 大藪町農業倉庫<br>下後三條説教場<br>中藪一丁目白山神社                | 13:20<br>14:10<br>15:00          |
| 25日(木) | 新海町公民館<br>田附町公民館<br>本庄公民館                      | 13:30<br>14:20<br>15:10          |
| 26日(金) | 普光寺町公民館<br>彦富町公民館<br>金沢町公民館<br>港屋駐車場東(旧平和堂稲枝店) | 11:00<br>13:10<br>14:00<br>14:50 |

駐車場での駐車時間は、30~40分間です。  
図書館休館日 15日(月)、20日(祝)、  
3月後半 22日(月)、25日(木)、29日(月)

**し尿収集予定日** 3月後半  
彦根市事業公社 ☎23-4135 FAX23-4134

臨時の収集については、早めにお申し込みください。(臨時の収集は、原則として毎週火・金曜日に実施します。)  
収集の状況によって、収集日は3日程度前後することがありますが、ご了承ください。

|        |   |
|--------|---|
| 15日(月) | 京町一丁目、京町二丁目、銀(第1部) 橋向、新、後三条(上) 甘呂、竹ヶ鼻、八坂、田附、新海、南三ツ谷、甲崎、稲部(稲部)   |
| 16日(火) | 大橋、芹中、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、後三条(上) 甘呂、八坂、龜山地区、上岡部、下岡部、柳川、上西川、下西川、彦富 |
| 17日(水) | 船、旭、元、後三条(上)、岡、西沼波(東部を除く)、日夏、八坂、龜山地区、金沢(長江) 彦富                  |
| 18日(木) | 大堀、日夏、西沼波(東部を除く)、東沼波、龜山地区、服部、稲枝(西、東)、肥田(西肥田を除く) 稲部(南)           |
| 19日(金) | 新、芹中、大橋、東沼波、大堀、日夏、龜山地区、稲部(東、南)                                  |
| 22日(月) | 元岡、沼波、銀(第2、3部)、河原一丁目、河原二丁目、河原三丁目、日夏、龜山地区、野良田、彦富(笹田団地)           |
| 23日(火) | 日夏、鳥居本地区、龜山地区、稲里、金田、稲部(稲部) 上石寺、下石寺                              |
| 24日(水) | 日夏、鳥居本地区、高宮地区、河瀬地区  |
| 25日(木) | 古沢、松原(四ツ川を除く)、日夏、鳥居本地区、高宮地区、河瀬地区                                |
| 26日(金) | 高宮地区、河瀬地区   |
| 29日(月) | 高宮地区、河瀬地区   |
| 30日(火) | 高宮地区、河瀬地区   |
| 31日(水) | 小泉、高宮地区、河瀬地区  |

**春休み  
ジュニア・バドミントン教室**  
日時 3月27日(土)~同31日(水)  
(5日間)の午後1時~同5時  
場所 プリンストン体育館(高宮町) 対象 新小学校1年生~同3年生 受講料 2,000円  
(シャツル代、スポーツ安全保険加入料を含む) 申込・問い合わせ先 彦根市バドミントン協会事務局 ☎24-5564番(田中の方)

**レディス対象  
バドミントン教室**  
日時 4月7~8月の金曜日、午後1時30分~同3時30分(予定)  
場所 男女共同参画センターウイズ(平田町) 対象・定員 女性・30~40人程度 参加料 5,000円(シャツル代、スポーツ安全保険加入料を含む)  
託児 有料の託児室を開設します 申込・問い合わせ先 彦根市バドミントン協会事務局 ☎24-5564番(田中の方)

10時~午後2時 天候により中止することがあります 場所 所南地区公民館、荒神山  
午前9時50分までに子どもセンターに集合 持ち物 筆記用具  
おにぎりなどの軽食、水筒、あれば剪定ばさみ、山菜掘り、ナイフなど 動きやすい服装でお越しください 定員 40人  
(先着順) 参加費 無料 申込受付 3月1日(月)~ 申込・問い合わせ先 快速環境づくりをすすめる会事務局(圃生活環境課内) ☎22-1411番内線172番 FAX27-0395番

**自衛隊 予備自衛官補 幹部候補生**  
予備自衛官補 応募資格 日本国籍を有し、平成16年7月1日現在で18歳以上34歳未満の人 受付期間 4月9日(金) 試験日 4月17日(土)~同19日(月)のうち、いずれか1日を指定  
幹部候補生 応募資格 日本国籍を有し、平成17年4月1日現在で20歳以上26歳未満の人 22歳未満は大卒者(見込みを含む) 受付期間 4月5日(月)~5月11日(火) 一次試験日 5月22日(土)・23日(日) 応募・問い合わせ先 自衛隊滋賀地方連絡部 彦根募集事務所(旭町) ☎26-0587番

**彦根城博物館の講座  
古文書のみかた(初級)**  
内容 彦根城博物館所蔵の古文書をテキストに、古文書の解読を基礎から学びます 開催日時 4月24日(土)・5月22日(土)・6月26日(土)・7月17日(土)・8月28日(土)・9月11日(土)(全6回)の午後2時~同3時30分 場所 彦根城博物館講堂 定員 80人  
(申込者多数の場合は抽選) ただし、初めての受講者を優先します) 受講料 無料(ただし、テキスト代100円が必要) 申込方法 往復はがき往信の裏に「古文書のみかた」受講希望、住所、氏名、電話番号を、返信の表にも住所、氏名を書いて彦根城博物館へ、古文書のみかた(初級)係(〒522-0061 金亀町1-1)へ 申込期間 3月1日(月)~同31日(水)(最終日の消印有効) 問い合わせ先 彦根城博物館史料課 ☎26-1000番、FAX26-5200番

**日本文化体験交流会  
「禅の世界と東山散策」**  
内容 石庭で有名な龍潭寺(古沢町)での座禅体験や点茶、周辺の由緒ある社寺散策を通じて、日本文化に触れながら、外

**中国映画会  
「チベットの女  
イシの生涯」**  
チベットの美しい景観を舞台に繰り広げられる一人の女性の物語。2000年中国金鶏賞受賞の感動作。  
日時 3月20日(祝)  
①10:00~11:45  
②13:30~15:15  
場所 ひこねさんばれす  
入場料 無料  
問い合わせ先 彦根市日中友好協会(宮下方) ☎22-3737、圃国際交流サロン ☎22-1411 (内線590)

国籍市民と交流します 日時 3月28日(日)の午前8時30分~午後0時30分 場所 圃国際交流サロン(市民会館1階)に集合、徒歩で龍潭寺に移動 定員 50人(先着順) 外国人25人、日本人25人) 参加費 外国人は無料 日本人は500円 申込期間 3月5日(金)~同19日(金)(火曜日は除く) 申込方法・問い合わせ先 電話で彦根市国際協会事務局(圃国際交流サロン内) ☎22-1411番内線590番へ

**日本・ブラジル お茶交流  
ブラジルのシマハオン  
&日本の点茶**  
内容 ブラジル人と日本人が、ブラジルのマテ茶と抹茶を飲みながら、飲み方や作法を話して交流します 日時 3月21日(日)の午後2時~同3時30分 場所 圃国際交流ミーティングルーム(市民会館内) 定員 20人 参加

費おとな300円、子ども200円(お茶・お菓子代) 申込期間 3月7日(日)~同13日(土)の午後5時~同8時 申込・問い合わせ先 グループイベ(奥村方) ☎26-0951番(FAX共)

**中国語入門教室**  
内容 NHKテレビ「中国語会話」入門編のテキストを使って、滋賀大学の中国人留学生が中国語の基礎を教えます 日時 4月6日(火)から毎週火曜日の午後7時30分~同9時 場所 西地区公民館(本町一丁目) 定員 20人(先着順) 受講料 1か月2,500円 申込・問い合わせ先 彦根市日中友好協会中国語教室事務局(河嶋方) ☎28-1916番

# こうなっています 市職員の給与など

彦根市職員の給与などについて公表します。  
これは、市民の皆さんに市職員給与などの実態を知っていただき、よりいっそうのご理解が得られるよう行うものです。  
問い合わせ先 人事課 ☎22-1411 (内線455)

## ① 人件費の状況（普通会計決算）

| 区分   | 人口(年度末)  | 歳出額(A)        | 実質収支        | 人件費(B)       | 人件費率(B/A) | (参考)<br>13年度の人件費率 |
|------|----------|---------------|-------------|--------------|-----------|-------------------|
| 14年度 | 107,140人 | 362億2,420万9千円 | 4億7,211万5千円 | 75億6,279万3千円 | 20.9%     | 20.7%             |

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

## ② 職員給与費の状況（普通会計予算）

| 区分   | 職員数(A) | 給与費          |             |              |              | 1人当たり<br>給与費(B/A) |
|------|--------|--------------|-------------|--------------|--------------|-------------------|
|      |        | 給料           | 職員手当        | 期末・勤勉手当      | 計(B)         |                   |
| 15年度 | 856人   | 34億8,470万1千円 | 8億5,373万2千円 | 15億3,655万5千円 | 58億7,498万8千円 | 686万3千円           |

(注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。  
2 給与費は、当初予算に計上された額です。  
3 対象者は、一般会計に属する職員です。

## ③ 職員の平均給料月額および平均年齢の状況

(平成15年4月1日現在)

| 区分  | 一般行政職     |       | 技能労務職     |       |
|-----|-----------|-------|-----------|-------|
|     | 平均給料月額    | 平均年齢  | 平均給料月額    | 平均年齢  |
| 彦根市 | 35万9,044円 | 43歳6月 | 26万4,726円 | 48歳9月 |
| 国   | 32万7,623円 | 40歳5月 | 28万6,340円 | 48歳9月 |

## ④ 職員の初任給の状況

(平成15年4月1日現在)

| 区分    | 彦根市   |              | 国         |                             |
|-------|-------|--------------|-----------|-----------------------------|
|       | 決定初任給 | 採用2年経過日の給料月額 | 決定初任給     | 採用2年経過日の給料月額                |
| 一般行政職 | 大学卒   | 17万8,400円    | 19万1,600円 | (I種) 18万 900円 (I種) 20万 200円 |
|       | 高校卒   | 14万4,000円    | 15万5,000円 | 13万9,500円 14万9,200円         |

## ⑤ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成15年4月1日現在)

| 区分    | 経験年数10年 | 経験年数15年   | 経験年数20年   |           |
|-------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 一般行政職 | 大学卒     | 28万3,267円 | 34万 967円  | 38万8,680円 |
|       | 高校卒     | 23万6,180円 | 27万7,900円 | 34万3,600円 |

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

## ⑥ 一般行政職の級別職員数の状況

(平成15年4月1日現在)

| 区分        | 1級         | 2級                     | 3級       | 4級    | 5級              | 6級       | 7級    | 8級    | 9級       | 計    |      |
|-----------|------------|------------------------|----------|-------|-----------------|----------|-------|-------|----------|------|------|
| 標準的な職務の名称 | 主事補<br>技師補 | 主事補<br>技師補<br>主事<br>技師 | 主事<br>技師 | 主任    | 副主査<br>主査<br>係長 | 主査<br>係長 | 課長補佐  | 課長    | 次長<br>部長 |      |      |
| 職員数       | 0人         | 17人                    | 80人      | 98人   | 93人             | 85人      | 79人   | 50人   | 37人      | 539人 |      |
| 構成比       | 0%         | 3.1%                   | 14.8%    | 18.2% | 17.2%           | 15.8%    | 14.7% | 9.3%  | 6.9%     | 100% |      |
| 参考        | 1年前の構成比    | 0%                     | 3.8%     | 12.9% | 18.4%           | 19.8%    | 13.1% | 14.9% | 9.5%     | 7.6% | 100% |
|           | 5年前の構成比    | 1.4%                   | 3.4%     | 15.6% | 23.6%           | 14.9%    | 13.2% | 11.8% | 8.9%     | 7.2% | 100% |

(注) 1 彦根市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
2 標準的な職務の名称とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

## ⑦ 職員手当の状況

(平成16年1月1日現在)

| 区分      | 彦根市   | 国                 |
|---------|---|-------------------|
| 期末・勤勉手当 | 15年度支給割合 期末 勤勉<br>6月期 1.55月分 0.7月分<br>12月期 1.45月分 0.7月分<br>計 3.0月分 1.4月分<br>職制上の段階、職務の<br>級等による加算措置 有   | 彦根市の制度と同じ         |
| 退職手当    | 支給率 自己都合 希望・定年<br>勤続20年 21.0月分 28.0875月分<br>勤続25年 33.75月分 43.335月分<br>勤続35年 47.5月分 60.99月分<br>最高限度 60.0月分 60.99月分<br>その他加算措置 定年前早期退職特例措置<br>2%~20%加算  | 彦根市の制度と同じ         |
| 扶養手当    | 配偶者 1万3,500円<br>扶養親族(2人まで) 6,000円<br>(配偶者が扶養親族でない場合の1人目 6,500円)<br>その他 5,000円<br>満16歳になる年度から<br>満22歳になる年度末まで 加算 5,000円  | 彦根市の制度と同じ         |
| 住居手当    | 借家・借間(最高限度) 2万7,000円<br>持ち家 2,000円<br>(新築・購入から5年) (2,500円)  | 彦根市の制度と一部異なります    |
| 通勤手当    | 交通機関利用(最高限度) 5万円<br>自動車 自動車など<br>2km以上 5km未満 4,000円 2,000円<br>5km以上 10km未満 6,000円 4,100円<br>10km以上 15km未満 8,300円 6,500円<br>15km以上 20km未満 10,600円 8,900円<br>20km以上 25km未満 12,900円 11,300円<br>25km以上 30km未満 15,200円 13,700円<br>30km以上 35km未満 17,500円 16,100円<br>35km以上 40km未満 19,800円 18,500円<br>40km以上 22,100円 20,900円 | 彦根市の制度と同じ(自動車を除く) |

(平成14年度普通会計決算)

| 調整手当                  |           |
|-----------------------|-----------|
| 支給対象地域                | 全域        |
| 支給率                   | 3%        |
| 支給対象職員                | 全職員       |
| 国の制度(支給率)             | —         |
| 支給対象職員1人<br>当たり平均支給年額 | 11万8,789円 |

(平成14年度普通会計決算)

| 特殊勤務手当                |           |
|-----------------------|-----------|
| 区分                    | 全職種       |
| 職員全体に占める<br>手当支給職員の割合 | 15.9%     |
| 支給職員1人当たり<br>平均支給年額   | 11万7,993円 |
| 手当の種類(手当数)            | 18        |

(平成14年度普通会計決算)

| 時間外勤務手当      |                   |             |
|--------------|-------------------|-------------|
| 14年度         | 支給総額              | 3億2,812万6千円 |
|              | 職員1人当たり<br>平均支給年額 | 37万8千円      |
| (参考)<br>13年度 | 支給総額              | 3億8,450万8千円 |
|              | 職員1人当たり<br>平均支給年額 | 44万5千円      |

## ⑧ 特別職の報酬等の状況

(平成16年1月1日現在)

| 区分    | 月額  |           |
|-------|-----|-----------|
|       | 市長  | 助役        |
| 給料・報酬 | 市長  | 92万5,000円 |
|       | 助役  | 77万0,000円 |
| 報酬    | 収入役 | 70万5,000円 |
|       | 議長  | 53万4,000円 |
|       | 副議長 | 45万4,000円 |
|       | 議員  | 40万5,000円 |

## ⑨ 部門別職員数の増減とその主な理由

(各年4月1日現在 単位:人)

| 部門   | 14年     | 15年   | 増減    | 主な増減理由 |                    |
|------|---------|-------|-------|--------|--------------------|
| 一般行政 | 議会      | 7     | 7     |        |                    |
|      | 総務企画    | 139   | 138   | -1     | 組織の見直し             |
|      | 税務      | 38    | 41    | +3     | 納税推進室の新設           |
|      | 民生      | 107   | 104   | -3     | 老人ホームの給食調理業務を民間委託化 |
|      | 衛生      | 107   | 107   |        |                    |
|      | 労働      | 10    | 2     | -8     | 労働福祉施設閉館           |
|      | 農林水産    | 22    | 22    |        |                    |
|      | 商工      | 13    | 14    | +1     | 組織の見直し             |
|      | 土木      | 83    | 83    |        |                    |
|      | 小計      | 526   | 518   | -8     |                    |
| 特別行政 | 教育      | 201   | 198   | -3     | 組織の見直し             |
|      | 消防      | 132   | 131   | -1     | 退職不補充              |
|      | 小計      | 333   | 329   | -4     |                    |
|      | 公営企業等会計 | 病院    | 442   | 478    | +36                |
| 合計   | 水道      | 42    | 41    | -1     | 退職不補充              |
|      | 下水道     | 32    | 33    | +1     | 欠員補充               |
|      | その他     | 25    | 26    | +1     | 組織の見直し             |
|      | 小計      | 541   | 578   | +37    |                    |
|      | 合計      | 1,400 | 1,425 | +25    |                    |

(15年度支給割合)

| 区分  | 6月期   | 12月期  | 計     |
|-----|-------|-------|-------|
| 市長  | 1.7月分 |       |       |
| 助役  |       | 1.6月分 |       |
| 収入役 |       |       | 3.3月分 |
| 議長  |       |       |       |
| 副議長 |       |       |       |
| 議員  |       |       |       |



# 健康管理だより

☎健康管理課  
(平田町・福祉保健センター1階)  
☎24-0816  
FAX24-5870

☎健康管理課の  
マスコットキャラクター  
“けんかんくん”



## おわびと訂正

2月15日号「10か月にになりました」中、大菅留奈ちゃんとおわびして訂正します。

## ーポリオー

日程・対象

| 実施日      | 対象   |
|----------|--|
| 4月23日(金) | 平成14年(2002)12月以前の出生児で、服用当日7歳6か月未満児のうち、2回服用していない児 |
| 4月27日(火) | 平成15年(2003)1月・2月の出生児                             |
| 4月28日(水) | 平成15年3月・4月の出生児                                   |
| 4月30日(金) | 平成15年5月・6月の出生児                                   |
| 5月7日(金)  | 平成15年7月・8月の出生児                                   |
| 5月11日(火) | 平成15年9月・10月の出生児                                  |
| 5月19日(水) | 平成15年11月・12月の出生児                                 |
| 5月25日(火) | 上記日程で服用できなかった児                                   |

受け方

- 6週間以上の間隔をあけて2回服用
- 時間 13:10~14:10
- 場所 福祉保健センター
- ※できるだけ対象となる日にお越しください。
- ※対象年齢は7歳6か月未満となっておりますが、できるだけ1歳6か月までに2回服用するようにしてください。
- ※下痢のときには服用を避けてください。

## 機能訓練(リハビリ教室)

対象者 次の①、②のいずれにも該当する人

- ①40歳以上の人で、脳血管疾患などの病気で体の機能が低下して、軽度障害(介助なしで外出できる等)があるが介護保険の申請をしていない人、または介護保険に該当しない人
- ②通所可能または自力で送迎バスに乗り降りできる人

内容 集団体操、レクリエーションなど

日時 毎週金曜日の午後

場所 障害者福祉センター

料金 無料  
希望者には送迎も行います。

**子育てホットライン**  
ひとりで悩まずに  
お気軽にご利用ください  
受付時間 月~金曜日(祝日を除く)  
9:00~12:00

4月からお使いいただく新年度の国民健康保険被保険者証(保険証)を、3月の中旬ごろから各世帯に送付します。

昨年と同じように、今年も配達記録郵便により送付しますので、配達される被保険者証を受け取っていただくとき、受領印(認め印)が必要になります。

問い合わせ先 国民健康保険課  
☎1411番内線137番  
FAX 1398番

彦根市国民健康保険  
からのお知らせ

保険証は  
配達記録郵便で  
お送りします

# 個別予防接種のお知らせ



☎健康管理課  
(平田町・福祉保健センター1階)  
☎24-0816  
FAX24-5870

☎健康管理課の  
マスコットキャラクター  
“けんかんくん”



彦根市では、下記の予防接種を、医療機関に委託して個別予防接種として実施しています。

赤ちゃんが生後3か月になられるときには、予防接種の「説明書・予防票つづり」を郵送しています。予防接種制度について、ぜひご理解いただき、安全に接種が受けられるよう、注意事項などをよく読んで、子どもさんの体調のよいときに受けるようにしてください。

予防接種の種類 下の表のとおり

対象 彦根市に住民登録、外国人登録のある児  
実施方法 予約制です。下記の指定医療機関に、あらかじめ予約してからお出かけください。

## 個別予防接種の種類など

| 予防接種名                    | 対象者                         | 方法<br>(いずれも年間を通して実施)                             | 接種費用 |
|--------------------------|-----------------------------|--|------|
| 麻疹<br>(はしか)              | 生後12か月以上90か月未満児             | 1回接種   | 無料   |
| 風疹<br>(三日はしか)            | 生後12か月以上90か月未満児             | 1回接種<br>(原則として麻疹接種後)                             |      |
| 3種混合<br>(ジフテリア・百日せき・破傷風) | 生後3か月以上90か月未満児              | 1期初回:3~8週間の間隔で3回接種<br>1期追加:1期初回の3回目接種日から1年後、1回接種 |      |
| 2種混合<br>(ジフテリア・破傷風)      | 生後3か月以上90か月未満児で、百日せきにかかった児等 | 1期初回:3~8週間の間隔で2回接種<br>1期追加:1期初回の2回目接種日から1年後、1回接種 |      |
| 日本脳炎                     | 3歳以上7歳6か月未満児                | 1期初回:1~4週間の間隔で2回接種<br>1期追加:1期初回の2回目接種日から1年後、1回接種 |      |

## 個別予防接種指定医療機関一覧

(3月1日現在)

| 医療機関名     | 所在地<br>電話番号             | 実施する予防接種 |     |      |      |      | 医療機関名      | 所在地<br>電話番号           | 実施する予防接種 |     |      |      |      |
|-----------|-------------------------|----------|-----|------|------|------|------------|-----------------------|----------|-----|------|------|------|
|           |                         | 麻疹       | 風しん | 3種混合 | 2種混合 | 日本脳炎 |            |                       | 麻疹       | 風しん | 3種混合 | 2種混合 | 日本脳炎 |
| 岡田 医院     | 橋向町44<br>☎22-1505       | ○        | ○   | -    | -    | ○    | 成美 医院      | 賀田山町240-2<br>☎28-1323 | ○        | ○   | ○    | ○    | ○    |
| 奥野 小児科 医院 | 本町二丁目2-11<br>☎22-0634   | ○        | ○   | ○    | -    | ○    | 西川 医院      | 鳥居本町1732<br>☎22-3887  | ○        | ○   | -    | -    | ○    |
| 尾田 医院     | 野瀬町18-1<br>☎24-3096     | -        | -   | -    | -    | ○    | 橋本 医院      | 上西川町385<br>☎43-2207   | ○        | ○   | ○    | -    | ○    |
| きたむら内科 医院 | 長善根南町448-25<br>☎22-9617 | ○        | ○   | -    | -    | ○    | ひまわり診療所    | 平田町230-10<br>☎27-2473 | ○        | ○   | ○    | ○    | ○    |
| 橘地 医院     | 栄町二丁目6-47<br>☎23-2057   | ○        | ○   | ○    | ○    | ○    | 小児科ふじせき 医院 | 高宮町2037<br>☎23-2233   | ○        | ○   | ○    | ○    | ○    |
| 小林 医院     | 京町二丁目7-38<br>☎22-0247   | ○        | ○   | ○    | ○    | ○    | 松木 診療所     | 平田町376-3<br>☎22-5185  | ○        | ○   | ○    | -    | ○    |
| 小森 医院     | 旭町2-18<br>☎22-2714      | ○        | ○   | ○    | ○    | ○    | 松本 医院      | 日夏町3662<br>☎28-0633   | ○        | ○   | -    | -    | -    |
| せい 医院     | 京町三丁目4-48<br>☎27-1521   | -        | -   | -    | -    | ○    | 宮下 内科      | 芹橋二丁目9-56<br>☎22-0383 | ○        | -   | ○    | -    | ○    |
| 曾我 医院     | 清崎町878<br>☎28-2925      | ○        | -   | -    | -    | ○    | 安澤内科診療所    | 高宮町2290<br>☎22-0954   | ○        | ○   | ○    | -    | ○    |
| 高崎 医院     | 西葛籠町164<br>☎28-0210     | ○        | ○   | ○    | ○    | ○    | 山崎 外科      | 河原三丁目1-20<br>☎22-1888 | -        | -   | -    | -    | ○    |
| 高村 外科     | 中央町3-10<br>☎22-0650     | ○        | ○   | ○    | -    | ○    | 山下 医院      | 後三条町649<br>☎24-5290   | ○        | -   | -    | -    | ○    |
| 高山内科・循環器科 | 日夏町2680-35<br>☎28-7007  | ○        | ○   | ○    | -    | ○    | 横野 医院      | 大藪町2035-4<br>☎24-1515 | ○        | ○   | -    | -    | ○    |
| 田口 診療所    | 彦富町905-3<br>☎43-6600    | ○        | ○   | ○    | -    | ○    | 彦根中央病院     | 西今町421<br>☎23-1211    | ○        | ○   | ○    | ○    | ○    |
| 堤 医院      | 原町850-214<br>☎24-0533   | ○        | ○   | ○    | -    | ○    | 友仁山崎病院     | 竹ヶ鼻町80<br>☎23-1800    | ○        | ○   | ○    | ○    | ○    |
| 徳田 医院     | 出路町218-1<br>☎43-7001    | ○        | ○   | ○    | -    | ○    | 彦根市立病院     | 八坂町1882<br>☎22-6050   | ○        | ○   | ○    | ○    | ○    |

(○印が実施する予防接種)



## 地域社会を支える 路線バスを利用しましょう

路線バスは、通勤、通学、通院、買い物など日常生活を支える公共交通機関です。また、自動車など自らの交通手段を持たない、高齢者や障害者などのいわゆる交通弱者にとっては、いっそう重要な交通手段です。彦根市では、市民参加のもと「彦根市路線バス検討委員会」を設置し、バス路線が効果的に役割を果たせるよう、様々なことを検討していただいています。

しかし、自家用車の利用が増えるなかで、バスの利用者は年々減少し、路線バスの収支状況はたいへん厳しくなっています。彦根市と滋賀県は、地域の交通手段を確保するという観点から、路線バスの運行に対して支援をしています。平成15年度分としては、市内の9路線について、運行経費（約1億3,150万円）と、運賃収入（約6,654万円）の差額分を補助しました。しかし、行政の支援を受けずに

運行している市内の4路線については、採算性の問題から、事業者がすでに撤退を表明されているなど、路線バスをめぐる状況はいっそう深刻になっています。

一方で、市民の皆さんからはバス路線の拡充を望む声が多く寄せられています。バス路線の維持は、彦根市にとって重要な課題です。

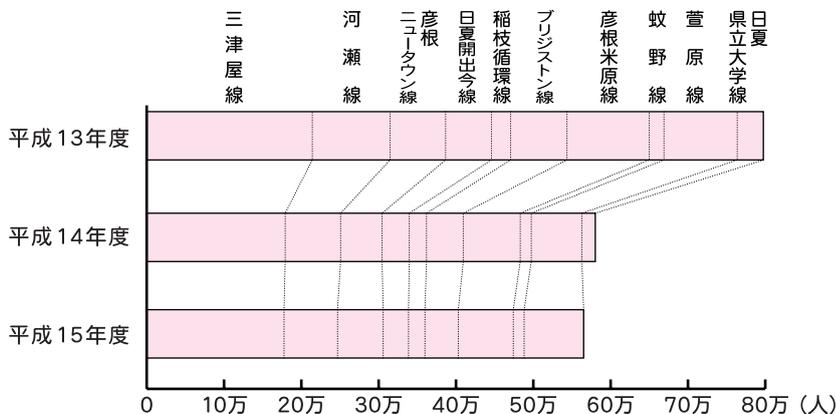
現在の路線バスは、自動車社会の進展から乗客が減って採算が悪化し、そのため運転本数が減って不便になるというような悪循環をくり返しています。

路線バスが便利になれば、だれにとっても移動しやすいまちになります。また、自動車の通行量が減って、排気ガスなどの公害が減ったり、渋滞が緩和されたりといった効果が期待できます。そのためには、まず少しでも利用が増えることが必要です。路線バスの維持は、市民の皆さんの利用動向に左右されるのです。

路線バスの活躍する住みやすいまちを実現するため、積極的に路線バスを利用してください。

問い合わせ先 生活環境課 ☎22-1411（内線134）、FAX27-0395

### 路線バス利用者の推移



※補助対象になっている路線を掲載しています。  
※日夏県立大学線は、平成14年度にほかの路線に統合されました。

### 人口と世帯数

平成16年2月1日現在

|     |          |       |
|-----|----------|-------|
| 人口  | 109,280人 | (+50) |
| 男   | 53,670人  | (+41) |
| 女   | 55,610人  | (+9)  |
| 世帯数 | 39,318世帯 | (+33) |

( )内は前月との比較



表門橋の上に立つ亀倉さん

あなたの好きな彦根の表情を表紙を通じて紹介してください。写真をお持ちでない場合は、情報政策課広報係で撮影します。☎22-1411（内線431）へ気軽に連絡してください。

子どもがまだ小さかったころは、お花見や遠足、写生大会などで、彦根城へもよく来ていました。当時の表門橋は、ところどころに補修がしてあり、渡っている途中で橋の敷板が抜けたりしないか、少し心配した記憶があります。

この数年は彦根城へ来る機会もなかったのですが、表門橋が新しくなったと聞いて、久しぶりにやってきました。新しい橋の形は、古写真などをもとに江戸時代後期の姿に復元されたものだそうです。彦根城博物館の建物や石垣など、周囲の景色に調和して、すばらしいと思います。

これから春になると、彦根城の周りでは、梅や桜の花が楽しめるようになりますが、新しい橋と彦根城にもたくさんの方が観光に来られることを願います。

## 表紙のことば

その  
だとしこ  
亀倉敏子さん（和田町）